

「社会生活基本調査規則の一部を改正する省令案」に対する意見

1. 意見提出状況

提出件数 2件

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>10歳以上の世帯員に関する事項として「配偶の関係」が掲げられているが、民法第731条は「男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。」と定めており、我が国の法制度上は、10歳の世帯員が配偶者を持っていることはあり得ない。</p> <p>したがって、「配偶の関係」は、15歳以上の世帯員に関する事項に移すべき。</p>	<p>「配偶の関係」は、昭和51年の調査開始以来調査している項目であり、調査票では、「未婚」、「配偶者あり」、「死別・離別」として把握しています。</p> <p>「配偶の関係」は個人の基本的な属性であり、ここでは、届出の有無にかかわらず、報告することとなっています。</p> <p>10歳から14歳までの世帯員に関しては、調査票を記入する際の説明書などにおいて、記入に戸惑うことがないように配慮することとしており、原案どおり、10歳以上の世帯員全てについて、「配偶の関係」の設問に回答していただくこととしたいと考えます。</p>

	意見の概要	意見に対する考え方
2	<p>調査の方法に調査員による質問が加わることについて、自分の答えが調査員に誤解・曲解されて提出されていないか確かめられるよう、調査員を通じて提出された後の自分の調査票の内容を知るにはどのような方法があるのか（情報公開制度を使うべきかどうかなど）を広く知らせてほしい。それによって、インターネットが使えなくても、自分の答えがそのままに提出されていると安心して回答できるようにしてほしい。</p> <p>昨年の国勢調査でも、政府のポスターや報道を通じての政府の説明と、実際に自宅に調査票が配られた方法・状況はかなり違って、調査員が行っていることの実態に不信感があるので、単純に調査の方法に調査員による質問が加わるだけでは、自分が答えたつもりのないことまで勝手に解釈して回答に書かれるのではないかと心配だし、また、意図的でなくても、調査員が自分の答えを誤解して書いて提出していないか心配である。</p>	<p>調査員が質問する事項は、「世帯の種類」（単身赴任世帯か否か）、「10歳未満の世帯員数」、「10歳以上の世帯員数」の3点に限定しております。これら3点の項目は、調査を正確に行うため、調査票の回収の際に調査員が世帯主に質問して記入しますので、世帯主がその場で記入内容を確認することが可能です。</p> <p>それ以外の事項については、調査票の記入に不備があった場合、審査の段階で世帯に確認し、修正することはありますが、調査員が勝手に調査票の内容を変更することはありませんので、安心して御回答いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、調査方法については、都道府県を通じ、調査員への指導の徹底を図りたいと思います。</p>